

公立大学法人神戸市看護大学内部監査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第30号

公立大学法人神戸市看護大学内部監査規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学内部監査規程（2019年4月1日規程第30号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条, 第2条 (略) (内部監査の区分)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) <u>公的研究費監査</u> <u>公的研究費</u>の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件に照らし, 適正に行われているか判断する監査をいう。 (内部監査の対象)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) <u>公的研究費に関する事項</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか, 理事長が必要と認める事項</u></p> <hr/> <p>(内部監査の種類及び方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 内部監査(<u>公的研究費監査に限る。</u>)の種類は, 次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>通常監査</u> 研究者が研究代表者として<u>公的研究費</u>の交付を受けている新規及び継続の研究課題の総数の概ね10パーセントの数を研究課題から抽出して実施する監査をいう。</p> <p>附 則 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>利益相反マネジメントに関する事項</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか, 理事長が必要と認める事項</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は, 2025年4月1日から施行する。</u></p>